

# 第3期会津若松市特定健診等実施計画・ 第2期会津若松市保健事業実施計画（データヘルス計画） の策定について

## 1 目的

第2期特定健康診査等実施計画及び第1期データヘルス計画（保健事業等実施計画）の期間が平成29年度をもって終了することから、次期計画を策定し、引き続き被保険者の生活習慣病の発症や重症化を予防し、生活の質の維持、向上を図るとともに、医療費適正化を図ることを目的とします。

## 2 計画の位置づけ

特定健康診査等実施計画の策定は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条の規定により、市町村の義務とされており、保健事業の中核をなす特定健康診査及び特定保健指導の具体的な実施方法を定めるものです。

また、データヘルス計画（保健事業実施計画）は、国民健康保険法第82条第4項に基づく保健事業の実施等に関する指針により、全ての保険者に策定が求められており、保険者が、レセプト等のデータを分析し、重点的に取り組むべき課題や目標を明らかにすることで、特定健康診査等実施計画をPDCAサイクルに沿って効果的、効率的に実施できるよう策定するものです。

## 3 策定について

現行の計画は、どちらも、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的としており、データヘルス計画（保健事業実施計画）は、特定健康診査等実施計画をPDCAサイクルに沿って効果的、効率的に実施できるよう策定していることから、次期計画については、一体的に策定するものとします。

## 4 対象期間

平成30年度から平成35年度までの6年間とし、平成33年度からの後半の3年間に向けて、平成32年度に見直すものとします。

## 5 今後のスケジュール

平成29年4月7日	第3期特定健康診査等実施計画及び第2期データヘルス計画の策定について報告
平成29年度中	第3期特定健康診査等実施計画及び第2期データヘルス計画（案）諮問